

子ども・子育て支援新制度

- 新制度について：こども政策課 ☎620-1625
- 保育所・幼稚園・認定こども園について：保育幼稚園課
☎620-1638
- 学童保育について：学童保育課 ☎620-1801
- 利用者支援について：子育て支援課 ☎620-1633

- 新制度の詳しい内容は、内閣府HP
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>



平成26年9月
茨木市

子ども・子育て支援新制度とは？

◎子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◎取り組み

- 保護者の就労状況に関わりなく子どもが共に過ごせる「認定こども園」の普及
⇒ 「認定こども園」の特徴：保護者の就労状況が変わっても通い慣れた園に通える
- 保育の場を増やし、待機児童を減らして、働きやすい社会に
- 地域の子育て支援の量の拡充・質の向上

◎基本指針

- すべての子どもや子育て家庭を対象に「子どもの最善の利益」が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指す



子ども・子育て支援新制度の概要①



子ども・子育て支援給付事業

[施設型給付]

認定こども園
幼稚園
保育所

※負担割合：国 1/2 府 1/4 市 1/4

[地域型保育給付] 【新設】

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

※負担割合：国 1/2 府 1/4 市 1/4

[児童手当]

現行どおり

※負担割合：国 2/3 府 1/6 市 1/6

地域子ども・子育て支援事業

[子ども・子育て支援法に基づく事業]

- ①利用者支援
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な主体が本制度に参入する事を促進するための事業

[児童福祉法に基づく事業]

- ⑤放課後児童クラブ(学童保育)
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり
- ⑪病児・病後児保育事業
- ⑫ファミリー・サポート・センター事業

[母子保健法に基づく事業]

- ⑬妊婦健診

子ども・子育て支援新制度の概要②

就学前児童への
教育・保育の給付

施設型給付

認定こども園

[幼保連携型]

[保育所型]

認可保育所
+
幼稚園機能

[保育所]

0～5歳

[幼稚園型]

認可幼稚園
+
保育所機能

[幼稚園]

3～5歳

[地方裁量型]

保育所機能
+
幼稚園機能

認可外

地域型保育給付

[小規模保育] [家庭的保育]
[事業所内保育] [居宅訪問型保育]

基本は0～2歳

私学助成

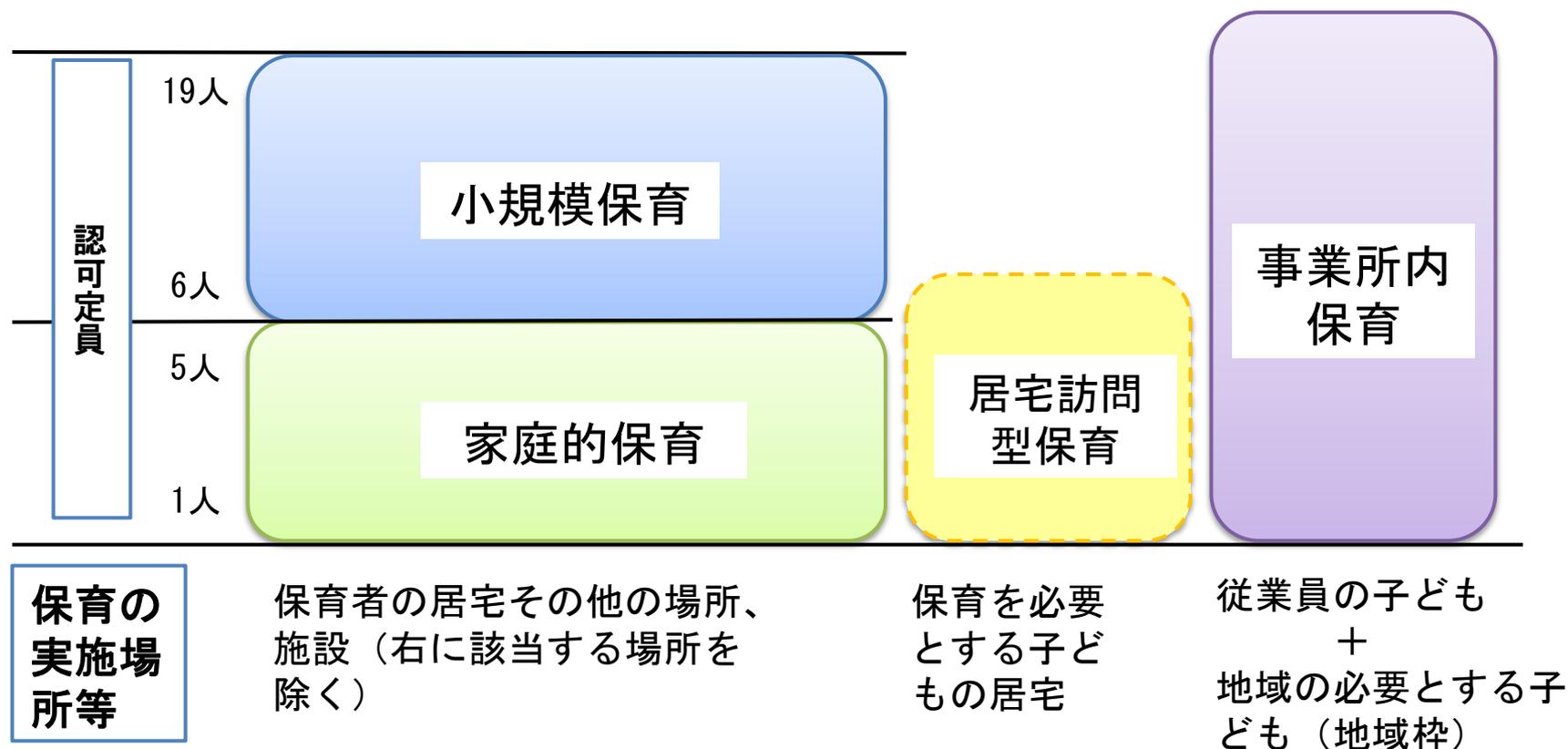
国立



子ども・子育て支援新制度の概要③

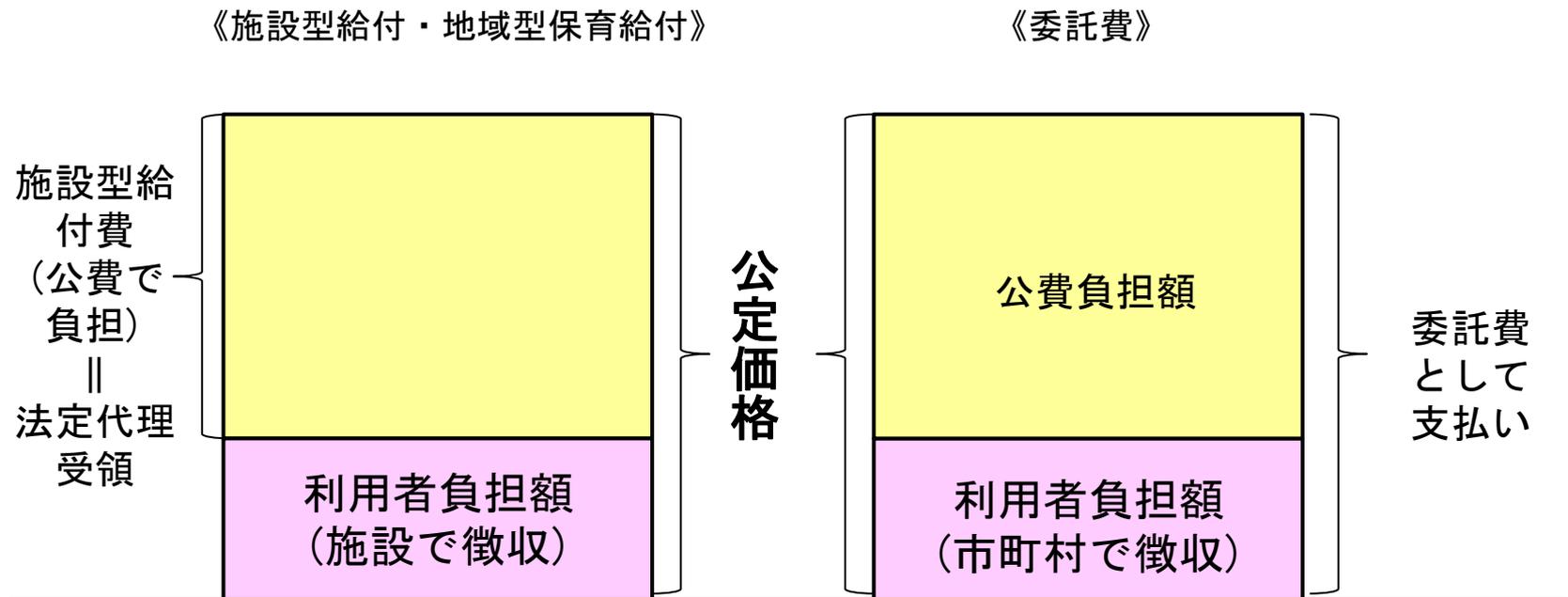


地域型保育事業について



子ども・子育て支援新制度の概要④

施設型給付・地域型保育給付

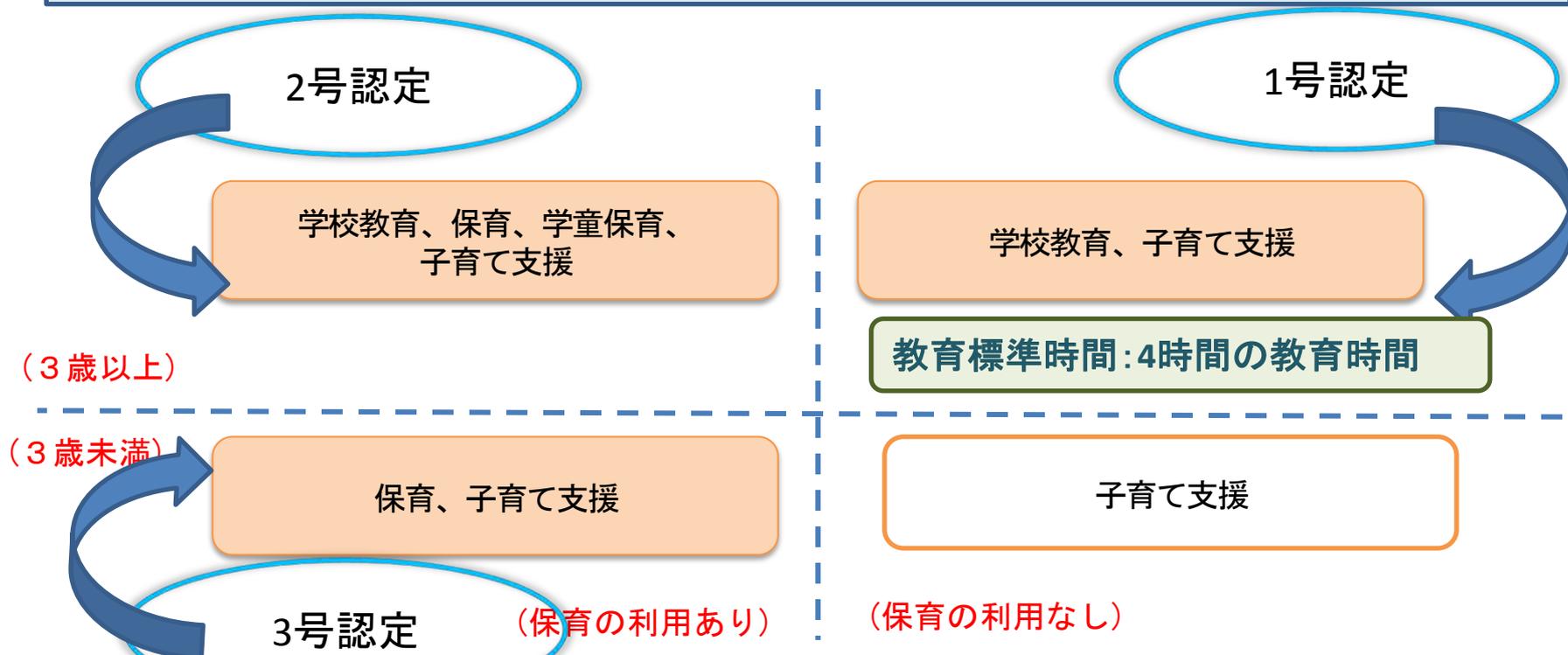


「給付費」 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」



子ども・子育て支援新制度の概要⑤

支給認定



保育標準時間: 利用可能時間11時間(主にフルタイム就労を想定)
保育短時間: 利用可能時間8時間(主にパートタイム就労を想定)



子ども・子育て支援新制度の概要⑥



保育を必要とする事由

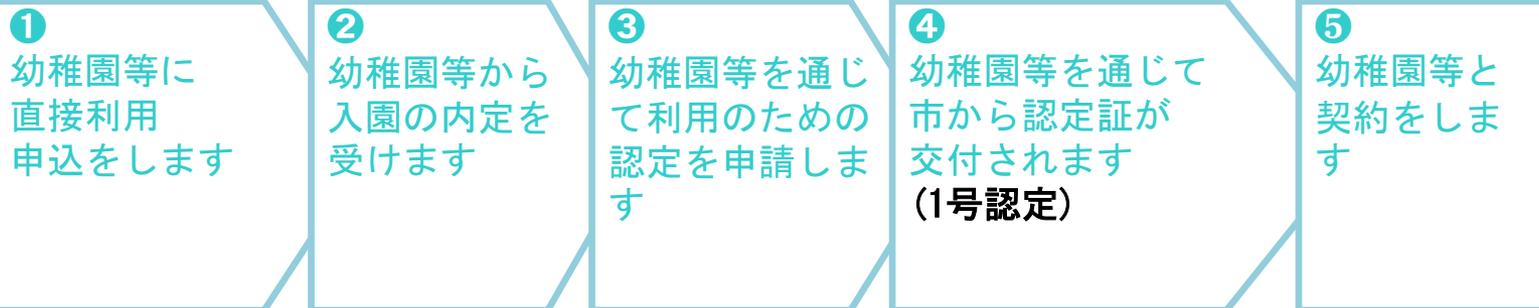
1. 1月64時間労働を常態
2. 妊娠中（産前産後休暇）または出産後間がない 【保育標準時間】
3. 保護者の疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害
4. 同居の親族を常時介護又は看護
5. 震災、風水害、火災その他災害の復旧 【保育標準時間】
6. 求職活動中
7. 就学（職業訓練を含む）
8. 虐待やDVのおそれがあること 【保育標準時間】
9. 育児休業取得時に、すでに保育を利用しており、継続利用の必要がある
10. その他上記に類するものとして茨木市が認める場合

子ども・子育て支援新制度の概要⑦-1

新たに施設等を利用する流れ

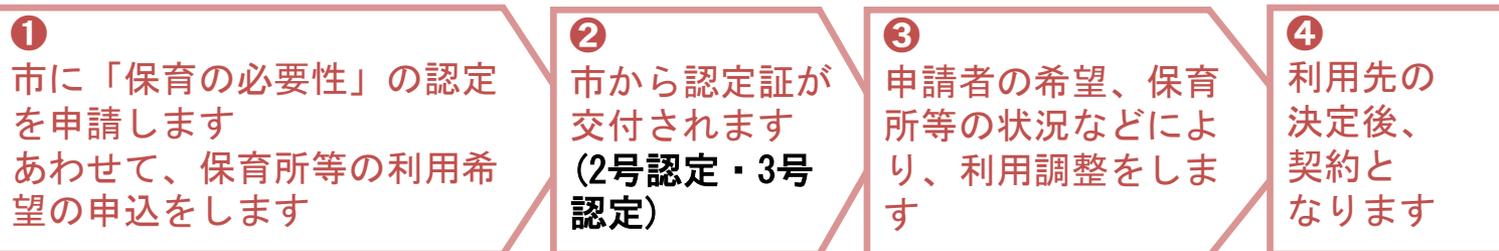
1号認定: 幼稚園、認定こども園利用

幼稚園等を利用希望の場合



2号認定: 保育所、認定こども園利用
3号認定: 保育所、認定こども園、地域型保育利用

保育所等を利用希望の場合



私立幼稚園は、現在の仕組みを維持する私立幼稚園もあります。

現在の仕組みを維持する私立幼稚園（私学助成の幼稚園）

入園方法、保育料の支払いなどについて、現在の仕組みをそのまま維持する幼稚園
なお、預かり保育を利用することも可能

望
幼
稚
園
場
合
私
学
助
成
の
利
用
希

1
幼稚園に直接利用の
申込みをします

2
幼稚園から入園の内
定を受けます

3
幼稚園と契約します

※ 認定の必要はありません！

保育料の支払い

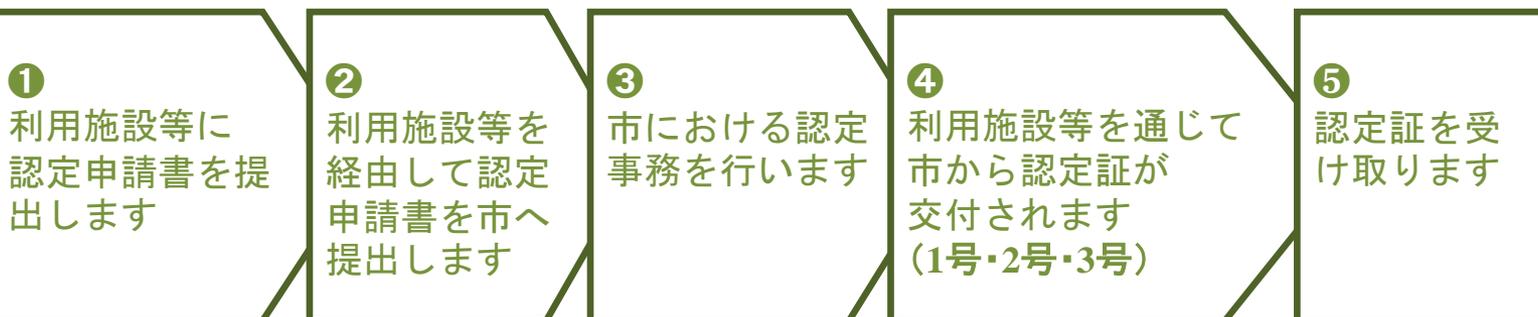
幼稚園が定めた保育料を幼稚園にお支払いいただくこととなります
就園奨励費及び保護者補助金の補助制度があります



子ども・子育て支援新制度の概要⑦-2

現在施設等を利用、引き続き利用を希望する場合

幼稚園・保育所
等を引き続き
利用を希望する
場合



- 2号・3号(保育所等利用) ⇒ 継続申請手続きの際、同時に認定申請の手続き
- 1号(幼稚園等利用) ⇒ 認定申請の手続きのみ

現在の仕組みを維持する私立幼稚園については、手続きは必要ありません。



子ども・子育て支援新制度の概要⑧-1



利用者負担の考え方

- 利用者負担は、応能負担の原則を踏まえ、所得階層区分を設ける
- 所得階層区分の決定は、市民税額の所得割額を基に行う
- 現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度に市が定める
- 国が定める水準は、平成27年度予算編成を経て決定される
(金額が変更になる可能性あり)

■茨木市における利用者負担の考え方

- 平成27年度・28年度については、
おおむね現行の保育料となる予定
- 平成29年度については、
国の公定価格の引き上げに伴い、利用者負担を引き上げる
引き上げ額については、その際に決定する

子ども・子育て支援新制度の概要⑧-2

1号認定（幼稚園等利用）

■国の示す水準の75%とする

	第1子		第2子		第3子	
	利用料	現行	利用料	現行	利用料	現行
生活保護	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯(母子)	0	8,600	0	6,100	0	3,700
所得割非課税	6,800	8,600	3,400	6,100	0	3,700
所得割77,100円以下 (母子)	10,200 (11,300)	10,200	5,600	6,900	0	3,700
所得割77,100円以下	10,200 (12,000)	10,200	6,000	6,900	0	3,700
所得割211,200円以下	10,200 (15,300)	10,200	6,900 (7,600)	6,900	0	3,700
上記以外	10,200 (16,100)	10,200	6,900 (8,000)	6,900	0	3,700
上記以外(3歳児)	(19,200)		(9,600)		(0)	

※所得割：市民税における所得割額 ※（ ）内は私立幼稚園等、現行は各園さまざま

子ども・子育て支援新制度の概要⑧-3

2号・3号認定（保育所等利用）

■国の示す水準の75%とする

それぞれ第1子の利用料

	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
生活保護 市民税非課税世帯(母子)	0	0	0	0
市民税非課税世帯	6,700	6,700	4,500	4,500
市民税課税世帯(母子)	13,800	13,800	11,600	11,600
所得割48,600円未満	14,600	14,600	12,300	12,300
所得割97,000円以下	22,500	22,500	20,200	20,200
所得割169,000円以下	33,300	33,300	29,000	24,000
所得割301,000円以下	45,700	45,700	29,000	24,000
所得割397,000円以下	60,000	60,000	29,000	24,000
所得割397,000円以上	78,000	66,400	29,000	24,000

※所得割：市民税における所得割額

※短時間は、上記の98.3%

※第2子は1/2 第3子は無料

子ども・子育て支援新制度の概要⑧-4

3号認定（地域型保育事業利用）

■ 保育所利用の利用料から減算

利用料の割合	利用する地域型保育事業
保育所利用者負担の90%	小規模保育事業A型
	事業所内保育事業19人以下 (小規模事業A型基準)
保育所利用者負担の80%	事業所内保育事業20人以上
	家庭的保育事業
保育所利用者負担の70%	小規模保育事業C型
	小規模保育事業B型
保育所利用者負担の上限	事業所内保育事業19人以下 (小規模保育事業B型基準)
	居宅訪問型保育事業
保育所利用者負担の90%	待機児童保育室あゆみ、のぞみ

子ども・子育て支援新制度の概要⑨-1

放課後児童健全育成事業（学童保育室）

- 児童福祉法改正により、小学校就学児童を対象
- 茨木市の学童保育室については、
 - ・ 開室時間の延長 ⇒ 午後6時までを午後7時までに
 - ・ 教室の分割 ⇒ おおむね40人規模に
 - ・ 待機児童の解消
- 上記の環境整備完了後、受け入れ対象児童の学年について検討
- 利用料
 - ・ 平成27年度から延長利用料のみ改正
 - ・ 環境整備が整う平成29年度から利用料を改正



子ども・子育て支援新制度の概要⑨-2



学童保育室利用

- 平成27年度から開室時間を午後6時から午後7時までに延長
それに伴い延長利用料を改定

	月曜日から金曜日まで		月曜日から土曜日まで	
	1人目	2人目以上	1人目	2人目以上
生活保護世帯	0	0	0	0
市民税非課税世帯	0	0	0	0
市民税均等割のみ課税世帯	2,500	1,500	3,000	2,000
市民税課税世帯	5,000	2,500	6,000	3,000

時間延長分	月曜日から金曜日まで	月曜日から土曜日まで
生活保護世帯	0	0
その他の世帯	3,000 (現行2,000)	3,600 (現行2,400)

市町村事業計画の策定



茨木市次世代育成支援行動計画
(後期計画)

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況



利用希望

需要の
調査・把握

茨木市次世代育成支援行動計画
(第3期)
※市町村事業計画を含む

子育て支援施策の
策定に参画・意見

茨木市
こども育成
支援会議

計画的な
整備

茨木市次世代育成支援行動計画 (第3期)骨子

妊娠・出産期

■安心して妊娠・出産できるように

青年期

■心豊かな次代の親が育つように

「子どもの最善の利益」が
実現される社会を目指して



社会的な支援が必要な子ども・
家庭が安心できるように

仕事と生活の調和がとれる
ように（ワーク・ライフバ
ランスの実現）

次代の社会を担う子どもたちを
育むまち“いばらき”

就学前期

■のびのびと子どもが育ち、
安心して子育てできるように

小・中学校期

■「生きる力」と豊かな感性が育まれる
ように

今後のスケジュール



平成26年度

10月 ○幼稚園等入園受付開始 ○認可・確認事務開始

12月 ○保育所等入所受付開始 ○支給認定事務開始

1月 ○茨木市学童保育室入室受付開始
○保育所等入所選考

2月 ○入所・入園の決定 ○認定証の交付 ○利用者負担額の決定
○パブリックコメントの募集 《 次世代育成支援行動計画（第3期） 》

3月 ○次世代育成支援行動計画（第3期）策定